

第4回（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会設立説明会 議事録

○開催日時

令和3年4月22日（木）午後7時～

○開催場所

矢田コミュニティ会館 集会室

○出席者

9 学童保育所	22 名
大和郡山市学童保育連絡協議会（以下「市連協」という。）	1 名
子育て支援課	3 名

○次第

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 「総則（入所、施設、支援員・補助員、保護者に関すること）（案）」説明
4. 「総則（開所時間、保育料等）（案）」の補足説明
5. 大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成
前回の「総則（開所時間、保育料等）（案）」の修正及び意見
6. 質疑応答
7. 今回の議事録等の公表及び次回の進め方
8. 閉会

○議事

1. 開 会
略

2. 自己紹介

市：遅くに集まっていただきありがとうございます。

前回まではこども福祉課としてあいさつさせていただきましたが、令和3年度よりこども福祉課が保育園を担当する保育課と放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）及び児童虐待、児童手当等を担当する子育て支援課となりました。市としても子育てに関する環境整備により力を入れて取り組んでいこうというものでありますので、今後も子育て支援課として本市施策を推進できるよう取り組んでいきたいと思っております。

以下略。

3. 「総則（入所、施設、支援員・補助員、保護者に関すること）（案）」説明

別紙の資料に基づき説明を行う。

4. 「総則（開所時間、保育料等）（案）」の補足説明

市 : 現在、市内の各クラブはそれぞれ規則を定めて運営されており、開所日数や開所時間も異なっている状況にあります。

（仮称）大和郡山市放課後児童クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という。）に加盟されますと総則に基づいて運営されることとなり、土曜保育や延長保育の実施状況などについて、ご不安な方もいらっしゃると思います。つきましては、全国のクラブの運営状況について、国が示している統計資料を元に作成した本資料により、お示しいたしますので、皆様のご理解と不安解消の一助としていただければと考えています。

別紙の資料に基づき説明を行う。

5. （仮称）大和郡山市放課後児童クラブ設置・運営指針の作成

前回の「総則（開所時間、保育料等）（案）」の修正及び意見の公表

市 : 前回の説明会でも様々なご意見やご質問をいただきましたが、各クラブで前回の説明した内容について意見の取りまとめをお願いしていました。つきましては、多数のご意見であれば、総則に反映していきたいと考えています。

まず、説明会後に「総則（開所時間、保育料等）（案）」について、市に寄せられた意見を公表し、検討していきます。

3 ページの（5）開所時間について、開所時間が平日、土曜日ともに午後 5 時までと記載されていますが、午後 5 時 30 分までのほうがいいのではないかとご意見をいただきました。このことについて、皆様の意見を頂戴したいのですがいかがでしょうか。

参加者 A : 午後 5 時 30 分にする理由は何でしょうか。

現在、私の所属するクラブでは、開所時間は集団で下校できる午後 5 時までとなっているので伺いたいと思います。

市 : 保護者が 5 時に仕事が終わらないからと伺っております。

大和郡山市内のクラブは、開所時間を 5 時までとしているクラブと 5 時 30 分までとしているクラブが半々ですので、どちらのほうを希望されるのか伺わせていただきます。

それぞれ希望時間について挙手願います。

5 時まで 8 名挙手

5 時 30 分まで 挙手なし

参加者 B : 私のクラブでは、土曜保育等の利用者の少ない場合は、集団下校できず、保護者が児童を迎えに行く必要がありますが、フルタイムで働いていれば、閉所時間が午後 5 時であると迎えに行けないという意見がありました。そのため、基本の開所時間は午後 5 時まででもいいと考えますが、希望者がいれば、平日、土曜日ともに延長保育を設定し、保護者が働けるように、また、児童の居場所を確保できる体制に整えてほしいと考えています。

- 参加者A** : 基本の開所時間を午後5時30分に設定するのは、全国に合わせるためなのでしょうか。
- 市** : 全国で多くのクラブが250日以上の開所日数等を設定していることから、そういった保護者のニーズが全国的にあると考えられます。大和郡山市の保護者のニーズが、全国と大きく異なるとは考えにくく、県外に働きに出られる方や土曜日に勤務される方もいらっしゃると思いますので、運営協議会を設立するにあたり、保護者のニーズを満たし、児童の居場所を確保できるような保育環境整備を目指すため、提案させていただいています。
- 参加者A** : 運営基準を定めるにあたり、大和郡山市の地域性に着目すべきではないでしょうか。全国の基準ありきのように感じますが、全国がこうだからと基準を定めるのではなく、ニーズ調査をした上で定めてもらいたいと思います。
- 市** : おっしゃることもわかります。
- 例えば、250日以上の開所の件であれば、国の要綱にあるようにニーズ調査を実施し、結果、本当にニーズがなければ、土曜保育を実施する必要はないとされています。
- しかし、国基準、国基準と言っているのはなく、全国的に必要な方がいらっしゃる以上、大和郡山市にはあてはまらないというのは、考えにくいと思います。
- そのため、多様な働き方があるので、少数でも土曜保育等を希望される保護者がいらっしゃれば、預けられる環境を作り上げるべきではないのかと考え、提案しています。
- 市連協** : 国の基準を満たすことは、予算の面でもメリットがあると考えています。国の基準に沿うような運営形態にすることにより、国の補助金を交付していただければ、運営協議会・クラブ共に資金面でも円滑に運営できるのではと考え、国の基準に沿うような組織にしてほしいと市連協から大和郡山市にも伝えております。
- 参加者C** : 話を元に戻しますと、基本開所時間を午後5時までか午後5時30分までにするかという話でありました。先ほど手を挙げられた方が多かったのは、午後5時まででありました。現状のクラブの状況に沿うのであれば、午後5時までであるのかと考えます。
- 一方で先程のご意見のように、土曜保育等でクラブの利用者が少なく、集団下校が困難なため、保護者が迎えに行けるよう延長保育等により、もう少し遅くまで開所できないかという意見もあります。
- そのため、運営協議会では支援員のシフト制等で対応していただいて、保護者ファーストの観点に立ち、見直すべきではと存じます。
- 参加者D** : 先程、現在のクラブの保育時間が午後5時までのクラブと午後5時30分までのクラブで半々とおっしゃっていましたが、勘違いをされていると思います。
- 通常保育は午後5時までのクラブがほとんどではないでしょうか。通常保育が午後5時に終わり、その後延長保育を実施していると思います。
- いかがでしょうか。
- 市** : 毎年5月、昨年はコロナの影響で7月に行われた補助金申請時のクラブの開所時間等の調査で4か所のクラブで午後5時半30分まで開所していると回答いただいているのですが。
- 参加者D** : その回答は勤務時間だと思います。
- 市** : 開設時間として調査したものでしたが。
- 参加者D** : 開設時間を勤務時間として記入しているのだと思います。

市 : 午後５時３０分までやっているクラブはありますか。

参加者E : それはクラブの通常の保育時間のことですか。

市 : そのとおりです。

上記の開設時間を午後５時３０分までとしていた４クラブのうち３クラブ（１クラブは欠席）について、実際は午後５時までとのこと。

市 : 精算交付申請の際に開設時間は何時から何時までという項目がありまして、その数字を児童の下校時間であると考えていました。午後５時まで通常保育を実施し、先生が午後５時３０分まで勤務されているということですか。また、入所案内も通常の保育時間は平日午後５時までということですか。

参加者D : そうです。

市 : それでは大多数のクラブが通常の保育時間を午後５時までとしているので、運営協議会においても平日の通常の保育時間は午後５時までと決定させていただきます。

参加者E : 現在、私どものクラブでは冬とそれ以外とで保育時間で分かれています。通常の保育時間は午後５時までですが、早く暗くなる冬は午後４時３０分までです。開所時間を午後５時までというのは年間を通じてなのですか。運営協議会において、冬で開所時間に変更はあるのでしょうか。

市 : 冬になったからと言って親が早く帰れるようになるわけではないので、通年で午後５時までと考えていました。

参加者F : 私どものクラブも冬時間を設けております。外が暗い中児童を帰らすのは、保護者にも不安があるので、長年冬時間を設けています。現在まで保護者のクレームはありません。通年で午後５時までとするか、冬は時間を短くするかどちらが児童の安全のためでしょうか。

市 : 冬時間を設けているところはありますか。

３クラブ挙手

参加者B : 私共のクラブでは、通常の保育時間よりも１０分早く設定されています。

市 : 各クラブで様々なようですね。

参加者B : 通常の保育時間等は統一して、各クラブで通学の距離や人数等の事情を考慮して、各クラブの特色を生かした対応をするのはどうでしょうか。

市 : 原則平日は午後１時３０分から午後５時までとして、冬時間については運営協議会で児童の通学の距離等といった事情を勘案して対応したいと考えます。

参加者A : 児童の安全を考えるとクラブの閉所時間は午後５時３０分ではなく、午後４時３０分や午後５時になるので、保護者だけではなく、児童の安全を考えて基準を作成してほしいです。

市 : おっしゃることは分かります。しかし、放課後児童健全育成事業の目的が、昼間に保護者のいない児童の居場所と保護者が働ける環境を確保することであります。そのため、まず保護者のニーズが重要となります。そのため、帰りの遅い保護者の児童への受け皿を用意した上で、それに対応した児童の安全対策を行う必要があると考えます。

もちろん、児童の安全が重要という声も分かりますので、今回は基本の総則を策定した後、詳細について反映させることになってくるのではないかと考えます。また、保育料等にしても今回決定すれば、今後変わらないというのではなく、運営協議会で状況に合わせて柔軟に対応していくべきなのではないかと考えています。

それでは、土曜日や長期休暇中の通常の保育時間は、午前8時30分から午後5時までと決定させていただいてもよろしいでしょうか。

参加者G : 私どものクラブでは、土曜日や長期休暇は午前8時から児童を受け入れていただいております。午前8時30分では勤務先が遠方の場合、勤務時間と児童を預ける時間が合わないもので、児童より親が先に家を出ていくことになるので、現在と同じ午前8時から開所してほしいです。

市 : 他のクラブの方は開所する時間について意見はありませんか。

参加者B : 私どものクラブからも開所を午前8時からしてほしいという意見が、全体の1/3程ありました。

また、保護者の方以外から開所時間を平日午前1時30分から午後5時までにするすると勤務時間が3.5時間となり、クラブによっては児童の受入開始までの準備を現在の支援員の人数よりも少ない人数で行わなければいけない可能性があるもので、支援員の出勤時間は午後1時にしてほしいという意見もありました。前回の説明会でも児童数40人以下のクラブでは、支援員の人数の基準が最低人数では、支援員2名と障害児を担当する1名の合計3名とおっしゃられたので、現在4名以上で児童の受入準備をしているところは、現在より少ない人数で受け入れ準備を行う可能性があると考えられるためです。

また、運営協議会移行後すぐに現在よりも少ない人数で用意することになる可能性があります。初年度は現在と変わらない人数で受入準備ができるように人数設定をしてほしいという意見がありました。

さらに、平日の保育時間は午後1時30分からとありますが、短縮授業の際はどのように扱うのでしょうか。総則のところで通常授業の保育時間は何時からで短縮授業の保育時間は何時からといった設定をする必要があるのではないのでしょうか。

市 : 現在、各クラブでの平日の開所時間について、お伺いしても授業終了後と回答されます。具体的に授業終了後とはいつですかとお伺いしても、具体的な時間についてはご回答がない場合もあります。総則にて午後1時30分からとさせていただいているのは、国の補助金の申請をする際に時間を記入する必要があるので案として提示しています。各クラブで午後1時から準備が必要であれば、午後1時から受入開始の準備をしていただければいいと考えますし、土曜日や長期休暇中も午前8時30分から午後5時までとなっていますが、特別に午前中授業があれば、午後から開所してもいいと考えます。

- 市 : いただいた皆様の意見を考慮すると、大和郡山市内の小学校では短縮授業はおそらく統一されたものになるので、クラブの対応においても統一できると考えています。もちろん、文言に起こす必要があれば、起こすこともできると思います。
- 参加者B : 各クラブで勤務形態も異なるので、運営協議会を設立するのであれば、総則等で規定すべきであると考えます。
- 特にクラブで統一されないイベント等に関しては日時や内容が異なるので、運営協議会が勤怠管理をするのであれば、規定が必要であると考えます。
- 市 : 今の意見も反映させていただいて、柔軟に対応できる規定を目指したいと思います。
- 参加者C : 土曜日の早朝保育の話に戻しますと、やはり保護者の方には出勤のために午前8時よりも家を早く出る必要がある方もいらっしゃるので、開所時間を午前8時にされているところもありますし、調整して午前8時前に保護者の方が出勤できるような体制を整えていただきたいと思います。
- 市 : 今もご意見いただいた開所時間について、全国の統計では午前8時と午前8時30分が同じ区分となっています。土曜保育の利用者は平日の利用者よりも少なくなることが予想され、集団登校ができず、保護者の方が児童を送迎して登校することを考えると午前8時に開所しておくほうが望ましいのではないかと考えるのですが、皆様はいかがでしょうか。運営協議会設立にあたり、保護者の方が働きやすい環境を整えることを目指しているのですが、支援員の方の負担にもなってしまうと思いますが、幅広い時間帯の設定が必要であると考えています。
- 参加者B : 参加者Gさんがおっしゃられていた開所時間の午前8時からというのは、早朝保育は含まない基本時間のことですか。
- 参加者G : そうです。
- 早朝保育として午前8時と設定されてしてしまうと集団登校でなくなり、保護者が車で送迎することになるので、勤務時間に間に合わなくなったり、クラブの立地によっては、駐車場が少なく前の道も狭かったり、クラブ近隣の住民の方に迷惑をかけることになってしまいます。そのため、午前8時には子供たちを預けられるように開所時間を設定してほしいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。
- 市 : ちなみに通常の保育時間の終わりは午後5時までなのではないでしょうか。
- 参加者G : そうです。
- 市 : 開所時間を午前8時からとすることでご都合が悪いという方はいらっしゃいますか。
- 参加者H : ニーズがなければどうなるのでしょうか。ニーズがなくても午前8時から開所となるのでしょうか。私どものクラブは小規模なのですが、現在まで午前8時から開所するニーズがないので、開所時間は午前8時30分です。ニーズがなくてもこのまま決まれば、午前8時には開所しないといけないのでしょうか。
- 市 : 基本的にはそうなります。
- ニーズの取り方も難しく、現在各クラブで開所時間は様々ですが、基本的に総則に従っていただくことになります。例えば、参加者Dの方のクラブも午前8時からですね。

- 参加者D : 午前8時からです。
- 市 : 現在のところ午前8時から開所しているクラブと午前8時30分から開所しているクラブが半々となっています。
- 参加者D : 私どものクラブでは、午前7時30分から開けております。
- 参加者I : 他のクラブでは、早朝時間を含めて午前8時から児童を預かっているのでしょうか。そうではなく早朝時間であれば、もっと早く児童を預かっているのでしょうか。
- 参加者G : 早朝保育は実施していないです。
- 市 : 参加者Dの方のクラブはどうでしょうか。
- 参加者D : 午前8時からを基本の開所時間としています。
- 市 : 早朝保育は実施しているのでしょうか。
- 参加者D : 早朝保育は料金をいただいておりますが、もう少し早くから個別に対応しております。
- 市 : それは有料ではなくということでしょうか。
- 参加者D : 早朝保育の料金を徴収するのは、難しいことだと思います。
総則にある早朝保育は事前に希望を出すということですよね。延長保育の料金は頂戴していますが、やはり難しいと考えます。そのため、早朝料金は徴収しておりません。そして、午前8時からすべての登録児童の受け入れを行っております。
- 参加者J : これまでの意見を聞かせていただいて、各クラブで様々な違いがあるのだと感じました。ちなみに私どものクラブでは開所時間は午前9時からですが、有料で早朝保育を実施しています。早朝保育は午前8時からとなっており、私も早朝保育を利用させていただいています。授業のある登校日であれば、登校する児童が多くいるので、ひとりで登校させてもいいと考えています。しかし、学校がない土曜日や長期休暇の場合、登校する児童も少ないので、朝は明るいと言っても、ひとりで登校させるのは保護者として心配であるため、午前8時に私が直接クラブへ送っていくようにしています。
- 市 : 早朝保育を午前7時30分から実施しているクラブはございますか。
- 全参加者 : (なし)
- 市 : 午前8時から早朝保育とされているのであれば、早朝保育と通常保育の時間の区切りは、必要ないと考えております。当初の案では、土曜日の通常保育時間は午前8時30分から、早朝保育は午前7時30分からと考えておりました。
しかし、通常保育時間を午前8時からという意見もありますが、皆様いかがでしょうか。
- 参加者K : クラブが土曜日・長期休暇に午前8時から開いていれば、便利という保護者もいると存じます。一方で、保育料について早朝料金を設けられているが、早朝の保育時間が短くなり、支援員の通常の勤務時間が長くなると人件費が多くなり、保育料の値上げにつながる懸念があると思います。通常の保育時間を午前8時30分とか午前9時からにして早朝料金を設定する場合と通常の保育時間を午前8時からに設定する場合で保育料がどうなるかは気になります。

市 : 前回の資料は、開所時間を午前8時30分からという前提で作成した資料のため、早朝料金の記載があります。早朝料金も1時間を基準と考えておりましたが、午前7時30分から開所するニーズがないのであれば、保護者が利用しやすいように開所時間を8時からとし、午前7時30分からの早朝保育をなしにしたいと思います。そして、開所時間が案では午後5時30分までとしていたのが、午後5時までと30分前倒しになったので、保育時間の総計は当初案と変わらないので、早朝保育の料金はなしとさせていただきたいと考えます。

つまり、通常の保育時間を午前8時から午後5時までとして早朝保育をなしとして決定したいのですが、異議のある方はいらっしゃいませんか。

(異議なしの声あり)

市 : 開所時間は午前8時から午後5時まで、早朝保育はなしと決定させていただきます。

次に、感染症等の発生におけるクラブの対応についてです。インフルエンザは新型コロナウイルス感染症と同じ取り扱いになるのか前回の資料の表記では、分かりづらいというご意見がありました。

これについて、インフルエンザの場合、小学校では学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に分かれて対応されています。そこで場合に分けて詳しく記述して次回示したいと思います。

ちなみにクラブの場合は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症といった感染症の発生におけるクラブの対応は、「保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するもの」という目的があるので、規模を縮小して開所を行うことが原則だと考えられています。

次に、保育料についてです。

現状長期休暇のみの利用は想定していないのですが、当初案のままでは、普段は利用せず、長期休暇のみ利用し、その後退所することで実質的に長期休暇のみの利用が可能ではないかという意見がございました。そこで、「待機児童対策のため当分の間一月あたりの開所日数に対して、半分以上出席できない場合や長期休暇のみの利用を目的とする場合は、クラブの利用の対象外とする」という一文を入れさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

参加者B : その文言では、意図していることと合わないのではないのでしょうか。

児童数の多いクラブであれば待機児童対策というのは問題ないが、児童数の少ないクラブでは待機児童は生じにくいので、半分以上出席できない場合や長期休暇のみの利用を目的とする場合も受け入れないといけないというとらえ方もできると思います。

市 : しかし、長期休暇のみの利用は反対されていましたよね。

参加者B : そうではなく、前回私どものクラブでは長期休暇のみの利用について、保護者のニーズがありますとお伝えさせていただきました。

市 : 登録されていれば、1日も利用しない場合でも保育料は100%徴収するという話だったと思います。

- 参加者B** : 違います。純粹に長期休暇だけ利用したい、通常よりその期間だけ保育料が高くなっても利用したいという意見をお伝えしたと思います。
- 市** : 長期休暇のみの利用は、現在、大和郡山市内のクラブでは対応されていなかったと思います。たしかにニーズはあると思いますが、運営協議会設立当初から長期休暇のみの利用を導入することは、現状困難であると考えます。ただ、ニーズはあるので、運営協議会設立後、制度として導入できるようにしていく必要があると考えています。
- 参加者B** : 個人的には、運営方式が変わり、支援員の方の勤務時間も変わるので、運営協議会設立当初から全部やるのは困難であることは理解しています。そのため、建前の文言自体を入れる必要はないのではないかと考えます。補助金の面でも登録児童数に算定されるには、原則月5日以上利用している児童という規則があるので、運営協議会設立当初は無理だということではないのでしょうか。検討事項として、運営協議会に引き継げばいいと考えます。
- 市** : 保育料を支払い、登録だけして通常時は1日も利用せず、長期休暇のみ利用してその後退所するという事例があることについての案です。
参加者Bさんが今おっしゃられているのは、長期休暇のみの利用ではなく、補助金のためにごまかしで登録する者がいるかもしれない場合についてですね。
- 参加者B** : そうです。
- 参加者K** : 長期休暇のみの利用を防ぐために月の半分未満の利用は認めないという文言が入るのですか。そうすると、私どものクラブもそうですが、放課後デイサービスを併用している児童も多いので、クラブを利用できない児童も発生してしまいます。放課後デイサービスも毎日行けるわけではないので、放課後デイサービスを利用できない日はクラブを使わないといけない場合もあります。本来そういった方のニーズに合致しているはずなのに、排除されるのは納得いかないもので、その文言は削除していただきたいです。
- 市** : それでは、長期休暇のみの利用を目的とする場合はクラブの利用の対象外とするという一文を入れさせてもらうことでどうでしょうか。
クラブを利用される方が、長期休暇のみの利用を目的としているのか、本来は利用したいが事情により利用できなかったのか判別するのは困難であると考えています。しかし、例えば4～8月の利用だけで辞められる方もいらっしゃるかもしれませんが、運営協議会として長期休暇のみのクラブの利用はご遠慮いただきたいと考えています。そのため、現時点では長期休暇のみの利用はできないという文言を入れる必要はあると考えています。
それでは「長期休暇のみの利用を目的とする場合はクラブの利用の対象外とする。」という文言を追加して、また、保育料については入所中に休所することとなり、1日も利用のない月は基本料金の半額を運営協議会に納入するとさせていただいてもよろしいですか。
- 参加者B** : 月5日以上の利用がない児童も今後は利用人数に含まれるということですか。

市 : おっしゃられている利用人数は、補助金についてのことだと思います。補助金としては月5日以上利用している児童が対象となります。

保育料は補助金と異なり、1日以上クラブを利用していれば1カ月分の保育料をいただこうと考えています。しかし、入所中に休所することとなり、1日も利用のない月に保育料を全額いただくことは保護者の負担が大きいので、保育料の半額を納めていただこうかと考えています。

参加者L : 長期休暇のみの利用を目的としたクラブの利用は対象外とのことですが、例えばいずれかのクラブで令和3年度から長期休暇のみの利用を設定した場合、運営協議会に加盟すれば、利用できなくなるということですか。

市 : 利用できなくなります。
令和4年4月から設立を予定している運営協議会の基本的な規則を協議していますが、令和3年度いずれかのクラブで長期休暇のみの利用を認めると運営協議会移行後どうなるかということですよ。

参加者L : 令和4年度に長期休暇のみの利用を検討していても運営協議会に移行するなら、利用はできなくなるということですよ。

市 : おっしゃるとおりです。
ただ、運営協議会において長期休暇のみの利用は今後設定しないというのではなく、運営協議会設立後の課題であると考えています。長期休暇のみの利用は、一時に児童数が増えてしまうので、受入環境を整えるためには時間と費用がかかり、設立後すぐに長期休暇のみの利用を開始するのは厳しいと思われますが、運営協議会設立後に長期休暇のみの利用について、保護者のニーズや受入環境等を考慮して検討していくものと考えています。
なぜ、現在本市で長期休暇のみの利用が行われていないのかと申しますと、本市として支援員不足や部屋の狭さを理由に受入拒否をしている場合や国の基準にある障害をお持ちの児童の受入が難しい場合について、優先的に対応していきたいと考えているからです。また、支援員は児童の性格等を日頃の保育を通じて理解し、対応されている面もあると思いますが、長期休暇のみの利用では児童との関係を短期間に築く必要があり、支援員や児童にも負担となることが考えられるためです。

長期休暇のみの利用については、生駒市から長期休暇のみの利用について問い合わせがありました。当時は、ニーズはあるが、現在長期休暇のみの利用は設定していないと回答しました。また、生駒市も長期休暇のみの利用はされないようです。

以上のことから「長期休暇のみの利用を目的とする場合はクラブの利用の対象外とする。」という一文を入れさせていただいて、長期休暇のみの利用については、運営協議会設立後の検討事項とさせていただきたいと思います。

ほかに入所中に休所することとなり、1日も利用しなかった月については、保育料の全額を納入していただくのは保護者への負担が大きいので、基本料金の半額を運営協議会に納入するとさせていただきたいと考えます。

市 : 次に、土曜保育の保育料についてです。前回の説明会で保育料は基本料金、早朝料金、延長料金と協議会費と説明させていただいた中で、土曜保育の料金についてご質問いただき、土曜保育の料金も基本料金に含まれると回答いたしました。しかし、私が支援員の方からお話を伺ったところ、料金に違いはありますが、土曜保育は利用1回につき、料金を徴収しているところが多くありました。そこで新たな案として土曜保育利用にあたり1回500円を徴収するというのはいかがでしょうか。ご意見はございませんか。また、土曜保育も含めて基本料金にされているクラブはございますか。

参加者K : 土曜保育は月1回のみ実施しており、その料金は基本料金の中に含まれています。

市 : 土曜保育の料金を徴収しているクラブはございますか。

参加者J : 土曜保育1回の利用につき500円を徴収しています。

市 : 案として土曜日1回500円としてもよろしいですか。

また、早朝料金月額1000円と早朝・延長料金200円としていますが、早朝保育がなくなっただけに伴い、早朝保育に関する部分は削除させていただきます。

さらに、延長保育の時間ですが、全国のクラブの多くは午後7時まで実施していますが、市内のクラブは午後6時30分までのところが多くあります。市としてはニーズがある場合は、午後7時までやって頂きたいので、午後5時から午後7時までとして延長保育は2時間としたいのですが、これはいかがでしょうか。

参加者C : 現時点ではクラブで午後7時まで受けていない場合や保護者が午後7時まで預かってもらうことをあきらめている場合があるので、午後7時までのニーズ自体を把握できていないため、本日具体的な議論を行うのは難しい面があると考えます。

市 : 現在午後7時まで延長保育を実施しているクラブはありますか。

おそらく現時点では午後6時あるいは午後6時30分までを延長保育時間とされているクラブが多いと思いますが、先ほどいただいたご意見のとおり、今までがそうだったからと承諾され、議論自体もなかったのではないかと思います。最初の話に戻りますが、全国のクラブの多くは午後7時まで延長保育を実施していることからニーズが多いと考えられます。そして、本市が全国と比べて午後7時までのニーズがないということは考えにくいのです。そのため、土曜保育と同様に保護者のための環境を整えるという観点から延長保育は午後7時まで実施するとさせていただきたいと考えています。もちろんニーズがなければ、実施していただく必要はありませんが、延長保育が必要な保護者の受け皿として、延長保育時間を設定するのが望ましいと考えています。

延長保育や土曜保育に関して、支援員の勤務人数であったり、シフトであったりとそういったことが支援員の方が不安に感じられる点の一つであると考えられます。苦慮する点ではございますが、公立の保育園・認定こども園と同様にシフト等を運営協議会として工夫し、組織として知恵を出し合い、労働環境を整えていけるようにしていきたいと考えています。それでは、延長保育時間は午後5時から午後7時までとし、延長保育の月額は2,000円、都度の延長保育料金は1時間当たり200円といたします。ただし、延長保育を月額料金で受ける場合には、事前申請をもって受け付けるものとします。

参加者B : 土曜保育を利用すると、延長保育料金の1か月2,000円は、土曜保育の延長保育も含まれるのでしょうか、それとも午後7時まで利用した場合は1日につき500円+200円+200円の合計900円が必要になるのでしょうか。

以前までは基本料金の中に土曜保育が含まれていた上での延長2000円でしたが、別になった場合どうなりますか。

市 : 事前に延長保育を希望されているのであれば、延長保育料金の1か月2,000円は、土曜保育の延長保育も含まれ、突発的にするのであれば、1時間当たり200円の支払いが生じると現在考えています。

一方で、この場合延長保育料金に土曜保育の延長が入ることになるので、土曜保育については都度利用が望ましいか皆様に検討いただきたいと考えています。どうするかは、今回の資料をお持ち帰り整理させていただいて、その設定された金額で、運営や要望等がその金額では難しければ、金額について再度検討することもあると思います。運営協議会にてその都度変えていきたいと考えています。

参加者B : 事前に申請していれば、延長保育料金2,000円は土曜保育の延長保育料金も含まれるので、別途料金は発生しないということですか。

市 : 現時点では事前に申請した場合そうなります。

保育料について、いただいたご意見を反映させ、改めてご提示いたします。

また、都度利用が料金の割合として高いのは、突発的な対応であり支援員の負担が増えるので、延長保育を希望する方は事前に申請いただきたいものの、保護者の突発的な事態に対する受け皿として必要なため、都度利用を設けているものです。

今回結論が出ないようであれば、全般的に言えることですが、一回資料を持ち帰り整理させていただき設定された金額で運営や要望等を検討して運営に支障があるならば、金額について再度検討することもあると考えられます。また運営協議会設立にあたり決まった料金設定に開所時間も含めて今後変わらないわけではなく、運営協議会移行後も弾力的に運営し、都度検討していくような制度にしたいと考えています。

市 : 6ページ緊急の場合（台風災害等の取扱いについて）ですが、小学校では警報と地震で取り扱いが異なりますので、次回詳しく記述した資料を提示したいと考えています。

また、10ページの支援員の勤務時間について、正規職員の方は原則土曜日勤務なしとする等の変更案も後日併せて提示したいと考えています。

参加者A : 代表主任支援員について、児童がいない午前中の勤務時間をなくし、児童がいる時間に勤務できるようにしたほうがいいのではないのでしょうか。

市 : 代表主任支援員を兼務した場合は、基本的に午前中は運営協議会で、午後から各クラブに勤務していただくことを想定しています。

参加者M : 保護者のニーズは市役所に寄せられていると存じますが、市が主催する支援員のための分科会は行われませんか。

市 : 予定しておりません。

参加者M : 今後も現行のように各クラブで保護者や支援員が意見を取りまとめ話し合う方式をとると
いうことですか。

市 : そのとおりです。

現在は総則の部分を作成しているため、皆様に集まっていただき協議しています。運営協議会設立後は、支援員の分科会等の集まりを行う等について検討されると存じます。

参加者M : 各クラブで運営や保育内容が異なるので、現在のクラブにおける保育方法や運営協議会移行後の働き方への要望を意見書として持っていくことは可能ですか。

市 : 可能です。本説明会も意見を言っていただく一つの場としていますので、保護者の方も運営委員会の方も支援員の方も忌憚なく意見を頂戴できればと存じております。

7. 今回の議事録等の公表及び次回の進め方

市 : それではお時間になりましたので今回の説明会については閉会させていただきます。

次回の説明会は6月24日木曜日に開催いたします。それまでにできるだけ早く5月下旬までには、支援員の方の雇用条件や本説明会で協議された内容について、市のホームページ等で提示したいと思います。本日はご参加いただき、ありがとうございました。

閉会 午後8時50分